

第 I 部

序 論

1 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下の諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
 - ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 子ども・子育て会議の設置
 - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

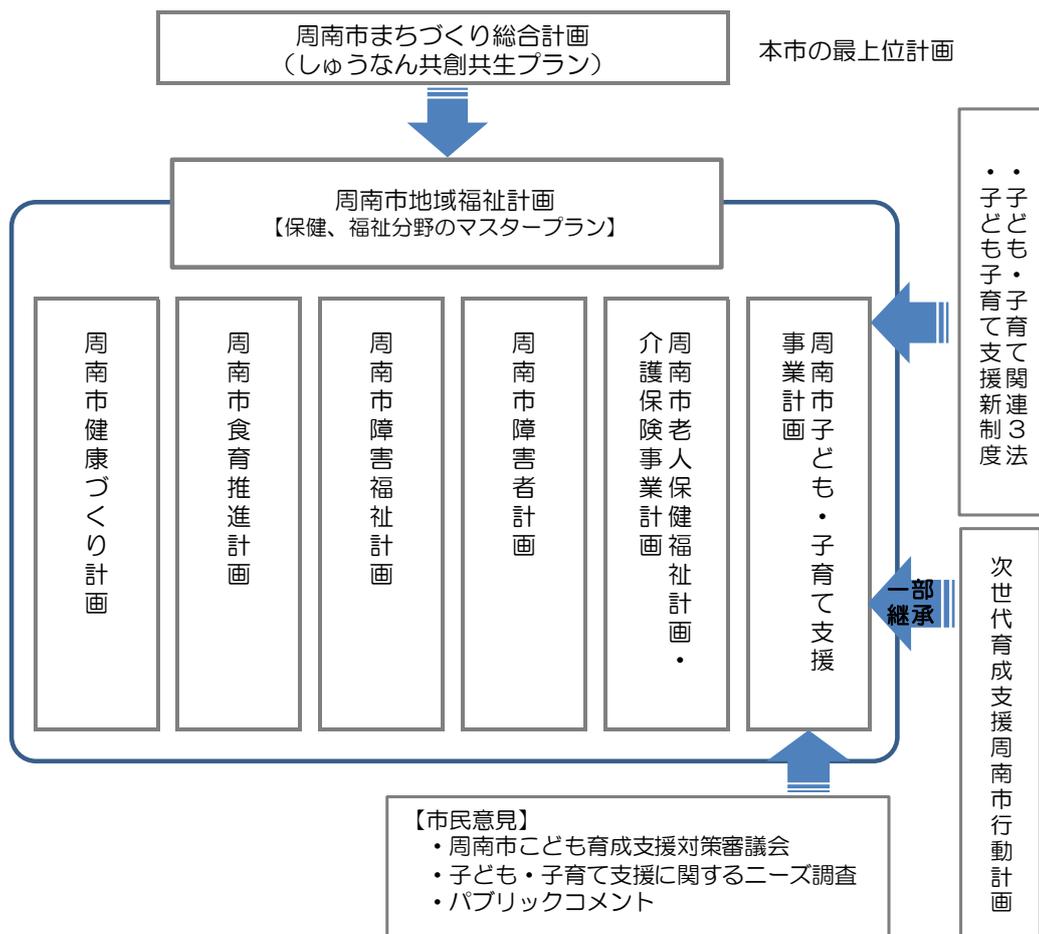
（２）計画策定の趣旨

子ども・子育て関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、本市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。



2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子どもとその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「周南市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「周南市子ども育成支援対策審議会」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や教育・保育施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

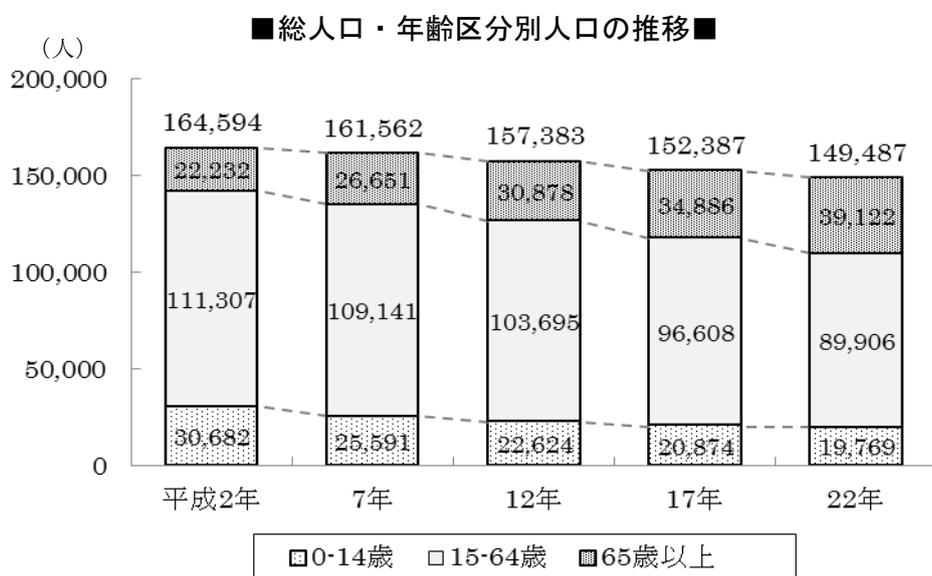
- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画的に盛り込まれているか。
- ④実績の調査や事業の点検評価。
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

3 周南市の子ども・子育てを取り巻く状況

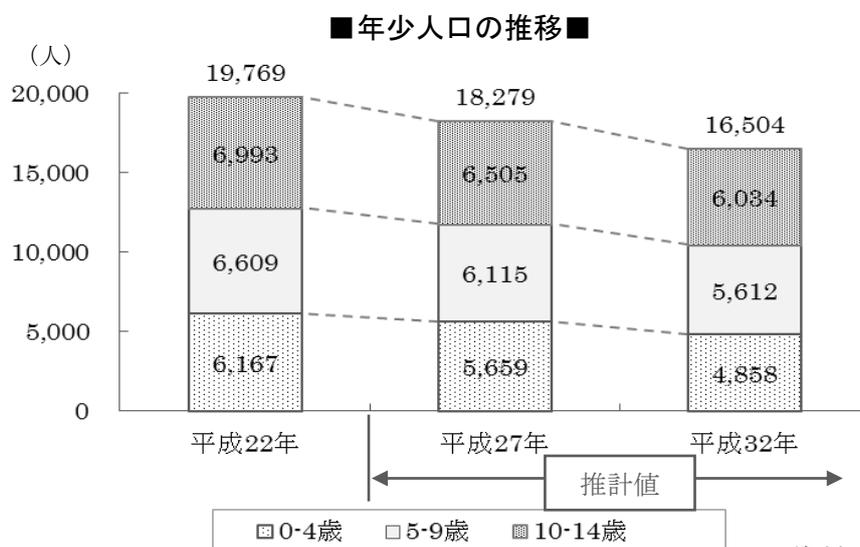
(1) 人口・世帯等の動向

① 総人口・年齢別人口の推移

- 本市の総人口は、平成 22 年の国勢調査時点で、149,487 人であり、平成 2 年の 164,594 人に比べ、20 年間で約 15,000 人減少しています。
- 本市の 14 歳以下の年少人口は平成 2 年からの 20 年間で 1 万人以上、率にして 35%以上減少しています。さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 32 年までの 10 年間でも減少が続き、とくに、0～4 歳の就学前児童の減少率は相対的に高くなっています。
- このような年少人口の減少は、一人ひとりへの細かい保育や教育ができるという考えがある一方で、親や子どもと地域等との人間関係の希薄化が懸念されることから、今以上に手厚い教育・保育サービスや居場所づくりが求められています。



資料: 国勢調査

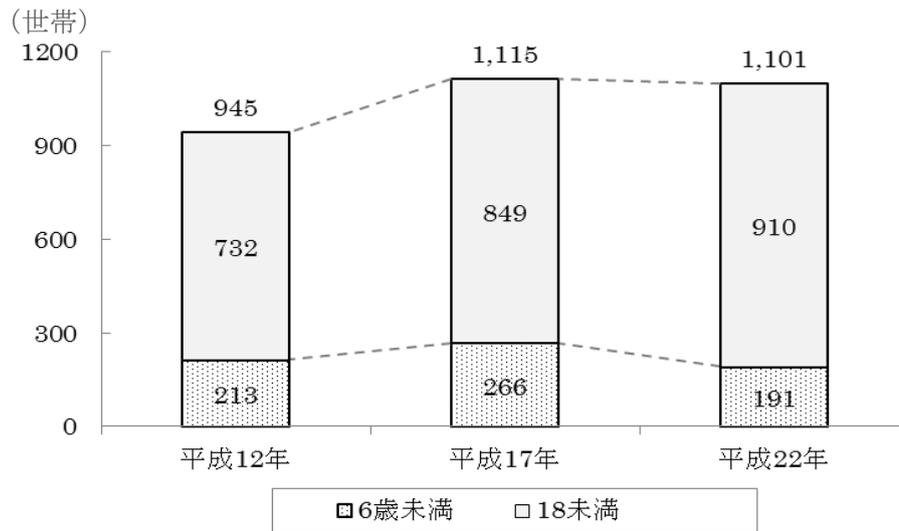


資料: 国勢調査

②子育て世帯の推移

●「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる子どもを育てているひとり親家庭数は、おおむね 1,000 世帯前後で推移していますが、今後の動向に注視しつつ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■18歳未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

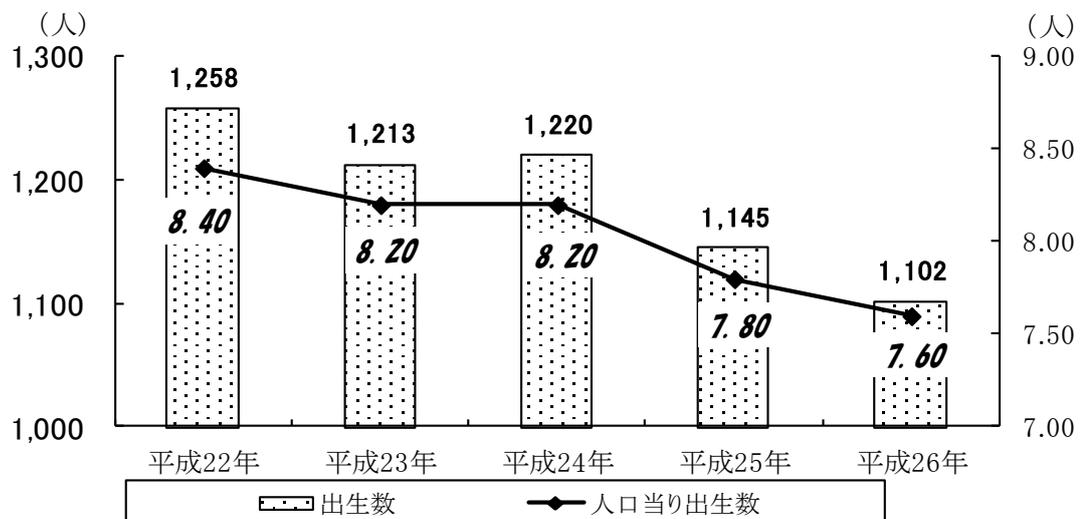


資料: 国勢調査

③出生の動向

●本市の出生数は、ここ2年間は、おおむね 1,100 人程度で推移しています。

■出生数の推移■

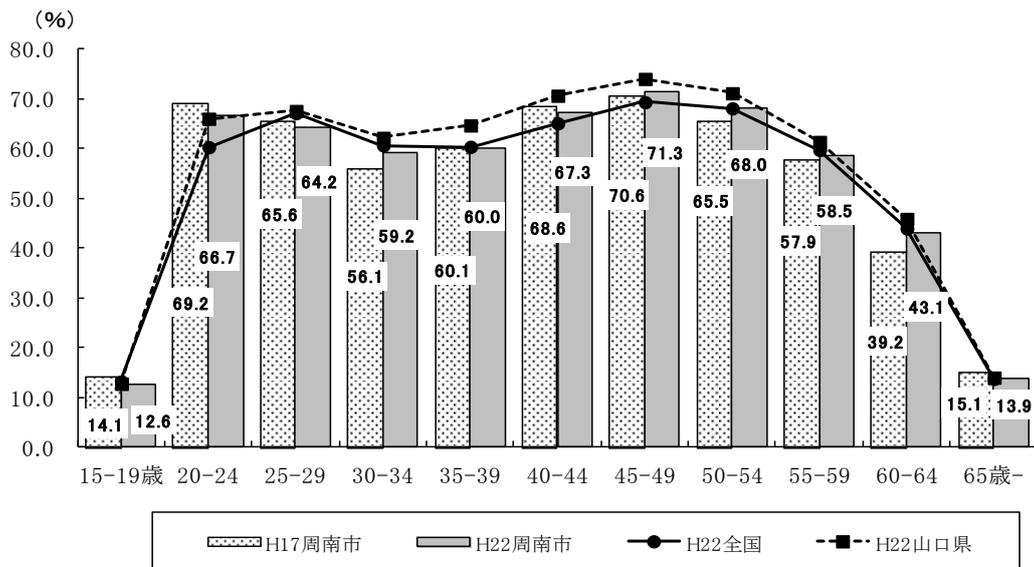


資料: 山口県人口移動統計調査

④女性の就労状況

●本市も、全国、山口県と同様に30歳代で低い就業率（M字カーブ）を示しています。しかし、30歳代前半と40歳代後半以降の女性の就業率は、この5年間でいずれも増加しており、中でも、30歳代前半の伸びは相対的に大きく、「ワーク・ライフ・バランス」の視点から、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっています。

■女性の就業率の推移■



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

■ 幼稚園の状況 ■

(か所、人)

区分	施設数	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立幼稚園	14	496	450	402	431	422	383
私立幼稚園	13	1,872	1,849	1,799	1,743	1,807	1,820

(資料：教育政策課・学校教育課資料 各年 5 月 1 日現在)

■ 保育所の状況 ■

(か所、人)

区分	施設数	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立保育所	18	1,377	1,365	1,375	1,411	1,423	1,414
私立保育所	9	936	926	941	917	934	893

(注)児童数は区域外保育所への入所者を含む (資料：こども家庭課 各年 10 月 1 日現在)

【開所時間】

公立 (18)	<p>(7時30分～18時00分開所) 第一保育園・榑浜保育園・中須保育園・飯島保育園・城ヶ丘保育園・川崎保育園 富田南保育園・三丘保育園・鹿野保育園</p> <p>(7時00分～19時00分開所) 第二保育園・須々万保育園・周央保育園・尚白保育園・大内保育園・菊川保育園 福川保育園・若山保育園・勝間保育園</p>
私立 (9)	<p>(7時30分～18時00分開所) 米光保育所</p> <p>(7時00分～19時00分開所) 徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園 すみれ保育園・ひまわり保育園</p> <p>(7時00分～19時30分開所) 荘宮寺保育園</p>

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

このうち新規事業を除く10事業については、現在、既に実施中です。

1 利用者支援事業【新規】 2 地域子育て支援拠点事業 3 妊婦健康診査 4 乳児家庭全戸訪問事業 5 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 6 子育て短期支援事業 7 ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） 8 一時預かり事業 9 延長保育事業 10 病児・病後児保育事業 11 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】 13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】
--

現在、既に実施している地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、次のとおりです。

事業名	概要	実施状況
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	地域で子育てを支援するため、乳幼児を持つ子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、季節行事、運動、遊びなどのミニイベントや、子育て講習会を開催。また、育児不安等についての相談援助、子育てサークル等の育成・支援、子育て情報の提供、学習指導を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 施設数：11か所 (公立：6か所、私立：5か所) 保健師等による育児相談
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、子どもの健やかな出産を迎えるために必要な健康診査を行い、妊婦の健康管理に役立てる。	<ul style="list-style-type: none"> 公費負担による受診回数14回 受診率：1回目98.7%
乳児家庭全戸訪問事業	出生後早期（4か月以内）に全戸訪問を行い、産後の母親と乳児の状態、育児の状況を把握するとともに、保健指導を実施し母の不安解消や、育児がスムーズに行えるように支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問実施率：99.2%

事業名	概要	実施状況
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより、把握した要支援児童等の養育や発達に関する相談・指導・助言などを行う。	・1,416件 (訪問延件数)
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	被虐待児童、非行児童、特定妊婦などの要保護・要支援児童の適切な保護または支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)」を中心に、早期発見、適切な保護または支援を実施する。	ケース進捗管理対象件数：158件
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ・休日預かり)	疾病、出産、看護、事故、災害、残業、休日勤務等により、養育者がいない時の養育を行う。	・共楽養育園で実施
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育ての手助けが必要な人(依頼会員)と、一時的に子育ての手助けができる人(提供会員)による会員組織で、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動の調整等を行う。	・実施か所数：1か所 ・会員数：1,150人
一時預かり事業	保育所入所要件にかかわらず、保護者のパート就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難となる児童に対応するための保育を行う。	・公立保育所18園全園実施 ・私立保育所4園実施(和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園・すみれ保育園)
延長保育事業	就労形態の多様化に、仕事と子育ての両立を支援するため、保育所に入所している児童で、保護者の就労時間等やむを得ない事情により、通常の保育所開所時間の前後に、時間を延長して行う保育	・公立9園実施 (第二保育園・須々万保育園・周央保育園・尚白保育園・大内保育園・菊川保育園・福川保育園・若山保育園・勝間保育園) ・私立8園実施 (徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園・荘宮寺保育園・すみれ保育園・ひまわり保育園)
病児・病後児保育事業	生後3か月からおおむね10歳に達するまでの子どもが病気あるいは病気回復期にあり集団保育が困難な期間において、保護者が家庭の事情等により子どもの保育ができないとき一時的に保育を行う。	・実施か所数：3か所 ・実施日数：885日
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が家庭での保育ができない場合、授業終了後等に、余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供する。	・実施か所数：25か所 (36クラブ) ・定員数：1,475人

(注) 上記は、平成25年度「所管行政の概況調査」による

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、本調査は、平成 27 年度を初年度とする『周南市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「周南市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下のとおり実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1 調査対象者と抽出方法	周南市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童から無作為抽出	周南市に居住する小学生から無作為抽出
2 調査方法	郵送による配布・回収	
3 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	
4 回収状況	配布数 2,000 人 回収数 1,223 人 回収率 61.2%	配布数 2,000 人 回収数 1,193 人 回収率 59.7%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第二位を四捨五入して、小数第一位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

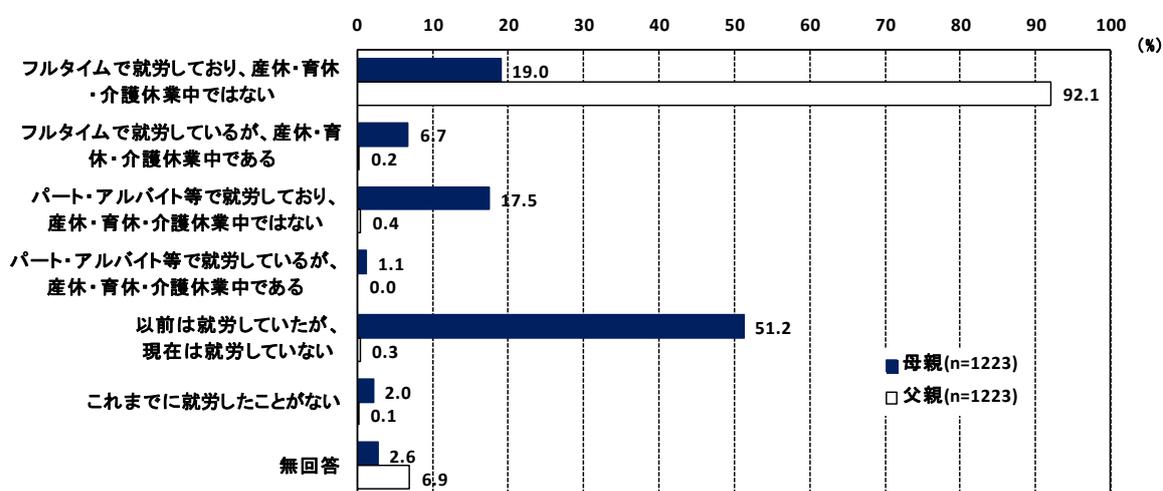
②就学前児童

■母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が51.2%でもっとも多く、5割を超えています。ついで、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.5%となっています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が92.1%と大半を占めています。

母親の1週間当たり就労日数は、5日が61.4%でもっとも多く、1日当たり就労時間は8～9時間未満がもっとも高くなっています。

出勤・帰宅時刻についてみると、母親の出勤時刻は8時台の45.3%がもっとも高くなっており、帰宅時刻は18時台の34.6%がもっとも高くなっています。



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が56.4%、ついで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が29.5%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が7.9%となっています。

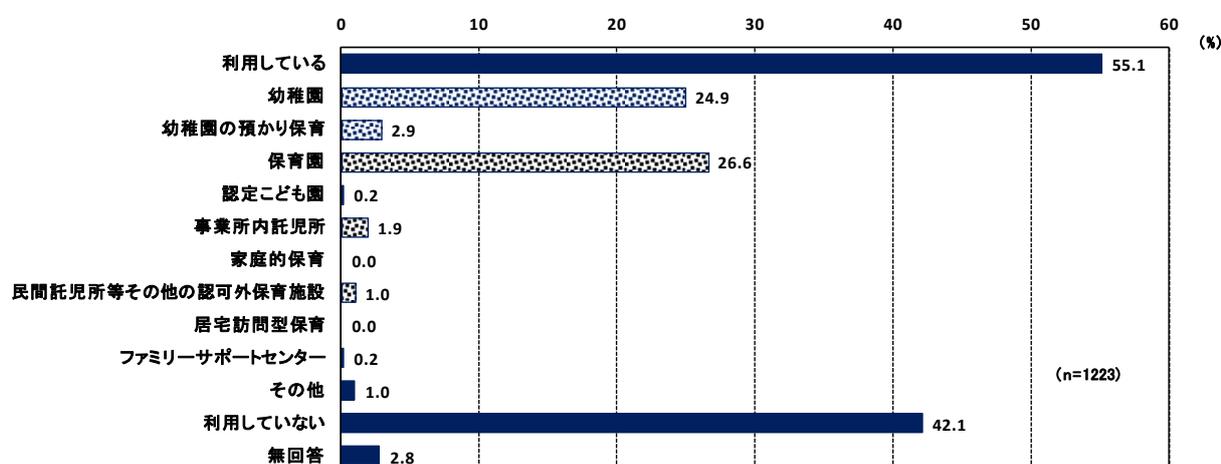
全体でフルタイムへの転換希望の割合は37.4%で、約3人に1人がフルタイムへの転換を希望しています。しかし、実現できる見込みがあるのはそのうちわずか7.9%と、フルタイムへの転換の実現は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでももしくは1年以内に就労したい」が17.5%、「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」が52.8%と、全体の就労意向は7割を超えており、就労意欲は強くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育サービスを受けている対象者は55%となっています。このうち、「保育園」が26.6%、ついで「幼稚園」が24.9%でこの2項目で半数以上を占めています。それ以外はいずれも数%の利用率となっています。

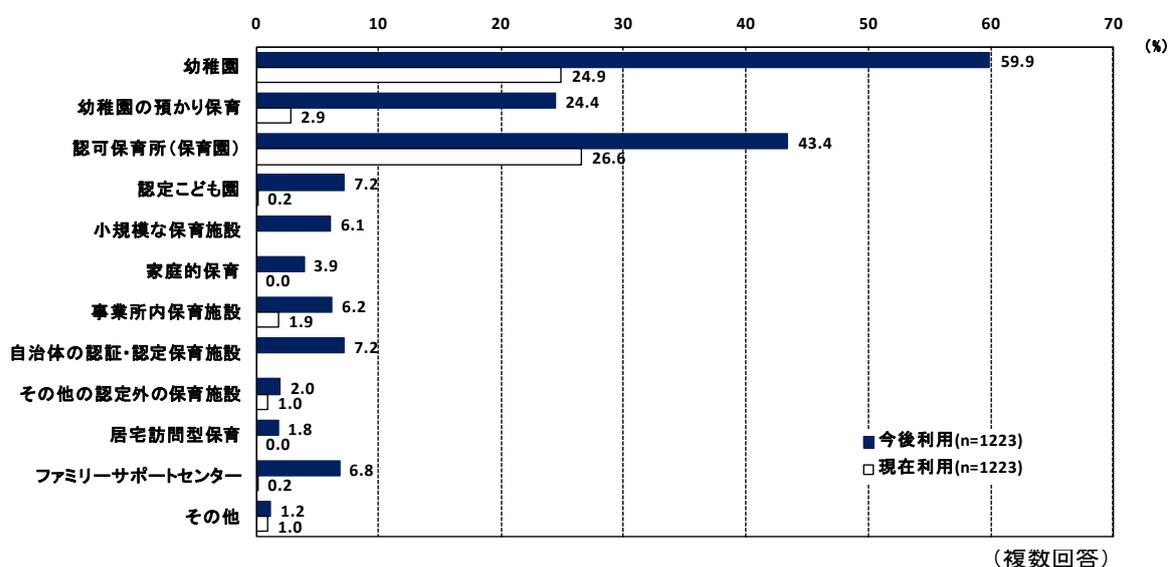


■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「幼稚園」が59.9%、続いて「認可保育所（保育園）」が43.4%となっており、利用したい場所は大半が周南市内を希望しています。

定期的に利用する場合に重視する点は「提供される教育の質や内容」と「立地の利便の高さ」の2項目が目立って高く、「立地の利便の高さ」については特に自宅周辺を希望する割合が80.7%と非常に多くなっています。

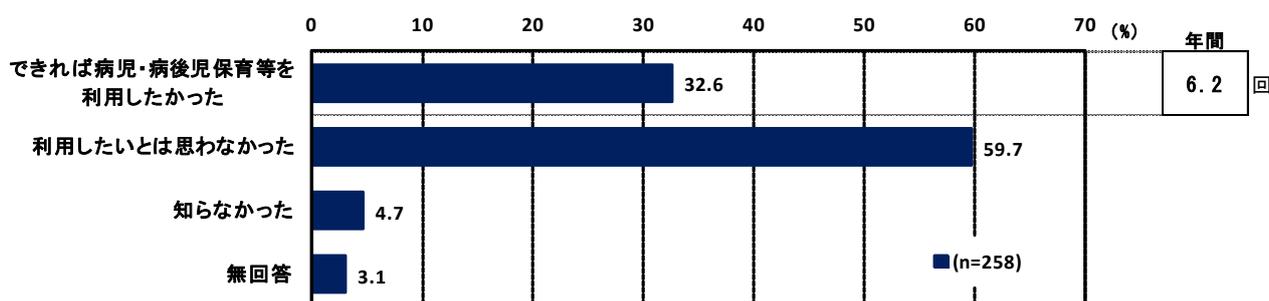
また幼稚園を希望する理由としては、「幼稚園では、学校教育法に基づく質の高い幼児教育を受けることができると思ったから」、認可保育所を希望する理由としては、「仕事を続けるためには、幼稚園の利用時間では難しいから」がそれぞれ多くなっており、幼稚園には教育の質、認可保育所では就業のための理由となっています。



■病児・病後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育室等を利用したかった」と答えた人は 32.6%で、平均日数は年間 6.2 日となりました。望ましい事業形態としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が 70.2%で最も多く、ついで「幼稚園や保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が 59.5%となっています。

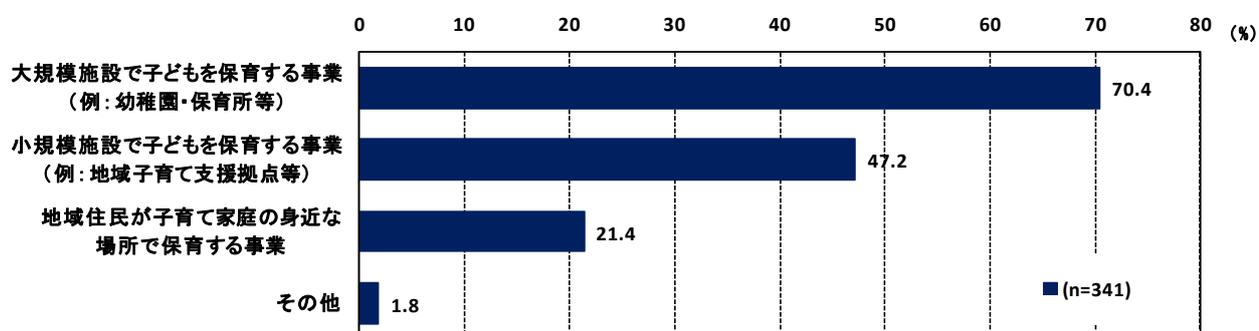
「利用したいとは思わなかった」と答えた人は 59.7%で、その理由としては「親が仕事を休んで対応する」(58.4%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(42.2%)の 2 項目が目立って多く、次いで「利用料がかかる・高い」が 28.6%となりました。



■一時預かりの利用希望

今後そのような事業を「利用したい」人の割合は 27.9%で、その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 16.5%で平均日数 15.2 日、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が 13.2%で平均日数 8.9 日となっています。

また、望ましい事業形態については、「大規模施設で子どもを保育する事業」(70.4%)、「小規模施設で子どもを保育する事業」(47.2%)を希望する割合が高くなっています

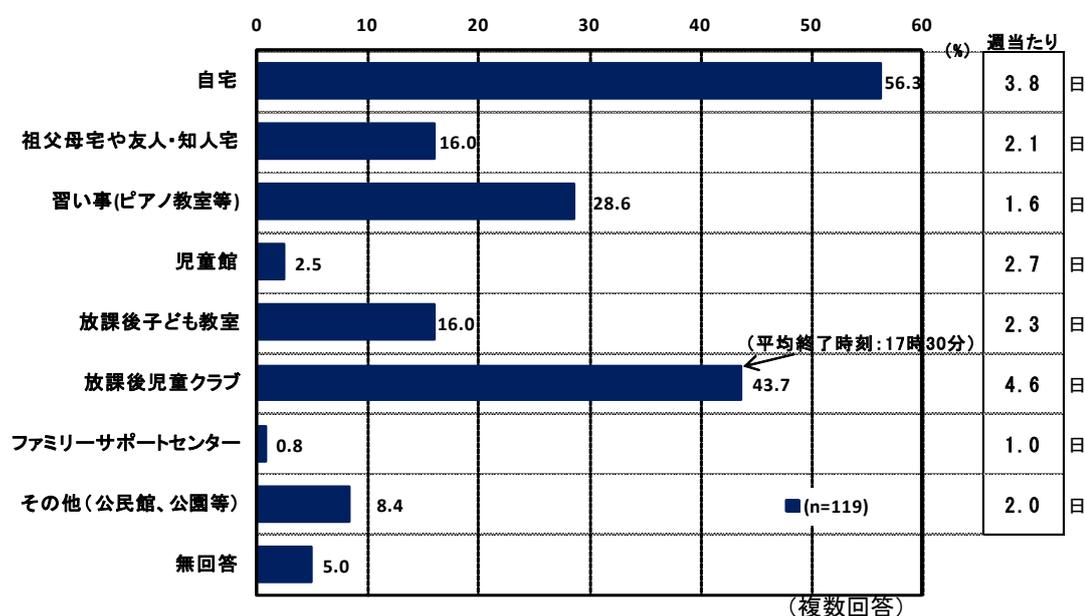


(複数回答)

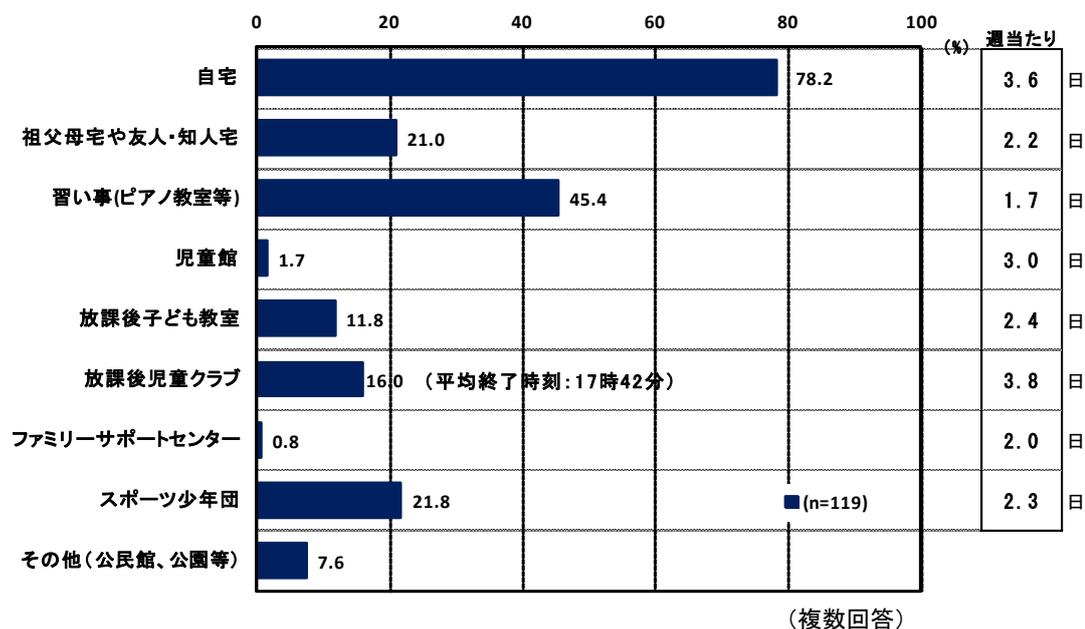
■放課後児童クラブの利用意向

小学1・2・3・4年生時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が56.3%でもっとも高く、週当たり3.8日となっています。ついで「放課後児童クラブ」が43.7%で、週当たり4.6日、平均終了時刻は17時30分となっています。以下「習い事(ピアノ教室等)」が28.6%と続いています。小学5・6年生時に、放課後の時間を過ごさせたい場所について、「自宅」が78.2%でもっとも多く、ついで「習い事(ピアノ教室等)」が45.4%、以下「スポーツ少年団」(21.8%)「祖父母宅や友人・知人宅」(21.0%)と続いており、「放課後児童クラブ」は16.0%にとどまっています。週当たり3.8日、平均終了時刻は17時42分となっています。

【小学1・2・3・4年生時】



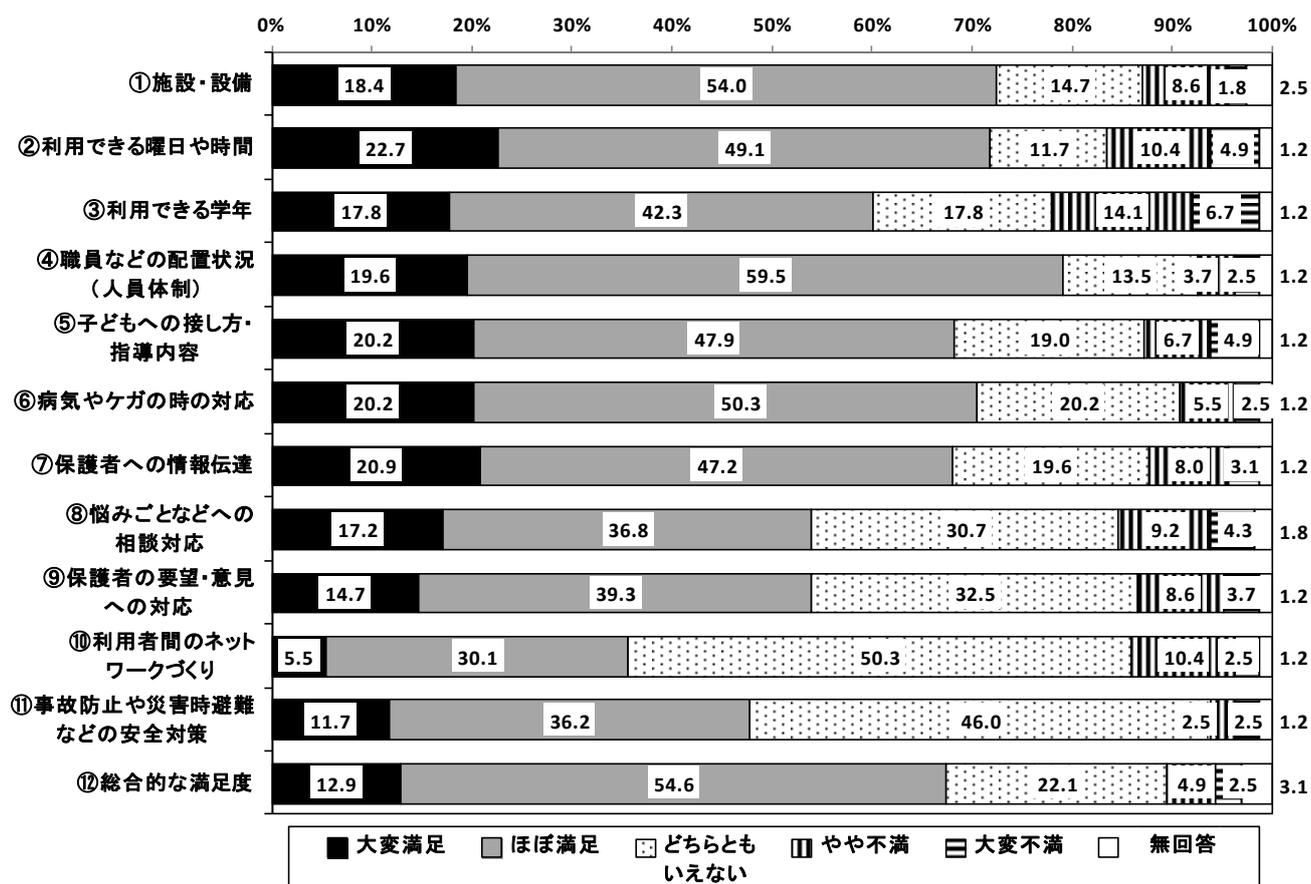
【小学5・6年生時】



■放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブに対する評価について、「満足」「ほぼ満足」を含めて「④職員などの配置状況(人員体制)」が最も高く、79.1%となっています。ついで「①施設・設備」(72.4%)「②利用できる曜日や時間」(71.8%)「⑥病気やケガの時の対応」(70.5%)といずれも7割を超えています。「⑩利用者間のネットワークづくり」に関しては、「満足」「ほぼ満足」を含めて35.6%と最も低く、ついで「⑪事故防止や災害時避難などの安全対策」が47.9%と5割以下の満足度となりました。安心して子どもを預けることができるよう、利用者間での情報交換の場や、緊急時における万全な安全対策に対するニーズが高まっていることがうかがえます。

一方、「やや不満」「大変不満」を含めて最も不満の割合が高かったのは、「③利用できる学年」で20.8%となりました。また、「⑫総合的な満足度」においては、「満足」「ほぼ満足」を含めて67.5%の満足度となっています。



■子育て支援の満足度と重要度

子育て支援策に対する「満足度」についてみると、就学前児童の保護者については、「満足」「やや満足」を含め「乳幼児医療費助成制度」が52.4%と最も高く、ついで「母子保健対策の充実」が43.1%となっています。

「重要度」については、「重要」「やや重要」を含め「乳幼児医療費助成制度」が84.3%となっており最も高くなっています。以下、「子どもや親子で楽しめる公園の充実」(82.6%)、「母子保健対策の充実」(71.5%)、「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」(70.8%)と高い値を示しています。

【就学前児童保護者】

満足度				重要度			
[単位：%]				[単位：%]			
施策	計	満足	やや満足	施策	計	重要	やや重要
1 乳幼児医療費助成制度	52.4	38.3	14.1	乳幼児医療費助成制度	84.3	76.9	7.4
2 母子保健対策の充実	43.1	20.9	22.2	子どもや親子で楽しめる公園の充実	82.6	62.4	20.2
3 子育て支援センター等の施設等の充実	34.9	17.0	17.9	母子保健対策の充実	71.5	54.5	17.0
4 子どもや親子で楽しめる公園の充実	28.0	9.2	18.8	育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	70.8	56.4	14.4
5 子育て支援に関する情報提供体制	21.8	7.4	14.4	幼稚園の整備・充実	64.6	49.8	14.8
6 幼稚園の整備・充実	17.6	7.6	10.0	認可保育所の整備・充実	63.5	49.1	14.4
7 地域の支援体制の充実	14.7	5.3	9.4	幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	61.1	47.9	13.2
8 幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	14.2	5.9	8.3	子育て支援センター等の施設等の充実	59.8	36.1	23.7
9 相談窓口の充実	14.0	5.2	8.8	保育料軽減等の経済的援助	58.5	45.5	13.0
10 子育てに関し学べる場の充実	13.4	4.1	9.3	児童虐待等への体制づくりの強化	57.9	45.6	12.3
11 育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	12.1	6.6	5.5	子育て支援に関する情報提供体制	55.0	30.9	24.1
12 認可保育所の整備・充実	11.0	4.6	6.4	一時預かりサービス	53.7	32.0	21.7
13 児童クラブの整備・充実	8.4	3.4	5.0	相談窓口の充実	52.4	31.8	20.6
14 児童館の整備・充実	8.3	3.1	5.2	児童クラブの整備・充実	52.1	38.2	13.9
15 一時預かりサービス	7.3	2.9	4.4	子育てに関し学べる場の充実	48.2	26.0	22.2
16 保育料軽減等の経済的援助	6.7	3.1	3.6	児童館の整備・充実	45.9	30.5	15.4
17 ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	5.2	2.7	2.5	ヘルパー等の派遣サービス	40.1	23.1	17.0
18 児童虐待等への体制づくりの強化	4.7	2.2	2.5	認定こども園の整備・充実	40.1	27.9	12.2
19 認定こども園の整備・充実	4.5	2.3	2.2	地域の支援体制の充実	39.4	19.4	20.0
20 ヘルパー等の派遣サービス	3.3	1.5	1.8	ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	39.4	26.4	13.0
21 育児等への男女共同参画の啓蒙活動	3.3	1.3	2.0	育児等への男女共同参画の啓蒙活動	26.9	15.5	11.4

一方、小学生の保護者については、「満足」「やや満足」を含め「乳幼児医療費助成制度」が36.4%と最も高く、ついで「母子保健対策の充実」が26.6%となっています。

「重要度」については、「重要」「やや重要」を含め「子どもや親子で楽しめる公園の充実」が72.8%となっており最も高くなっています。以下、「乳幼児医療費助成制度」(64.8%)、「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」(63.2%)、「児童虐待等への体制づくりの強化」(58.1%)が高い値を示しています。

【小学生保護者】

満足度				重要度				
[単位：%]				[単位：%]				
	施策	計	満足	やや満足	施策	計	重要	やや重要
1	乳幼児医療費助成制度	36.4	20.6	15.8	子どもや親子で楽しめる公園の充実	72.8	46.9	25.9
2	母子保健対策の充実	26.6	9.3	17.3	乳幼児医療費助成制度	64.8	50.6	14.2
3	子育て支援センター等施設の充実	25.1	8.2	16.9	育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	63.2	45.8	17.4
4	子どもや親子で楽しめる公園の充実	24.6	6.7	17.9	児童虐待等への体制づくりの強化	58.1	41.0	17.1
5	幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	19.9	8.2	11.7	母子保健対策の充実	56.3	36.3	20.0
6	子育て支援に関する情報提供体制	17.5	4.4	13.1	児童クラブの整備・充実	52.9	33.2	19.7
7	児童クラブの整備・充実	17.3	5.6	11.7	幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助	50.5	31.3	19.2
8	幼稚園の整備・充実	17.2	6.4	10.8	幼稚園の整備・充実	49.6	30.4	19.2
9	地域の支援体制の充実	14.0	3.9	10.1	子育て支援センター等施設の充実	48.2	23.6	24.6
10	相談窓口の充実	11.6	3.4	8.2	相談窓口の充実	46.6	24.4	22.2
11	育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり	11.5	4.6	6.9	一時預かりサービス	46.5	24.8	21.7
12	児童館の整備・充実	10.8	3.4	7.4	認可保育所の整備・充実	46.3	29.6	16.7
13	子育てに関し学べる場の充実	9.6	2.4	7.2	子育て支援に関する情報提供体制	45.9	23.1	22.8
14	認可保育所の整備・充実	8.8	2.3	6.5	保育料軽減等の経済的援助	44.0	26.5	17.5
15	一時預かりサービス	8.5	2.8	5.7	ヘルパー等の派遣サービス	41.7	21.8	19.9
16	保育料軽減等の経済的援助	7.6	2.7	4.9	子育てに関し学べる場の充実	41.7	18.6	23.1
17	ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	5.6	1.8	3.8	児童館の整備・充実	40.6	22.8	17.8
18	ヘルパー等の派遣サービス	5.3	1.3	4.0	ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	38.9	22.8	16.1
19	認定こども園の整備・充実	5.1	1.3	3.8	地域の支援体制の充実	38.3	15.2	23.1
20	児童虐待等への体制づくりの強化	5.0	1.3	3.7	認定こども園の整備・充実	32.4	17.5	14.9
21	育児等への男女共同参画の啓蒙活動	3.6	0.9	2.7	育児等への男女共同参画の啓蒙活動	29.3	15.1	14.2

■小学5年生、中学2年生アンケート調査結果

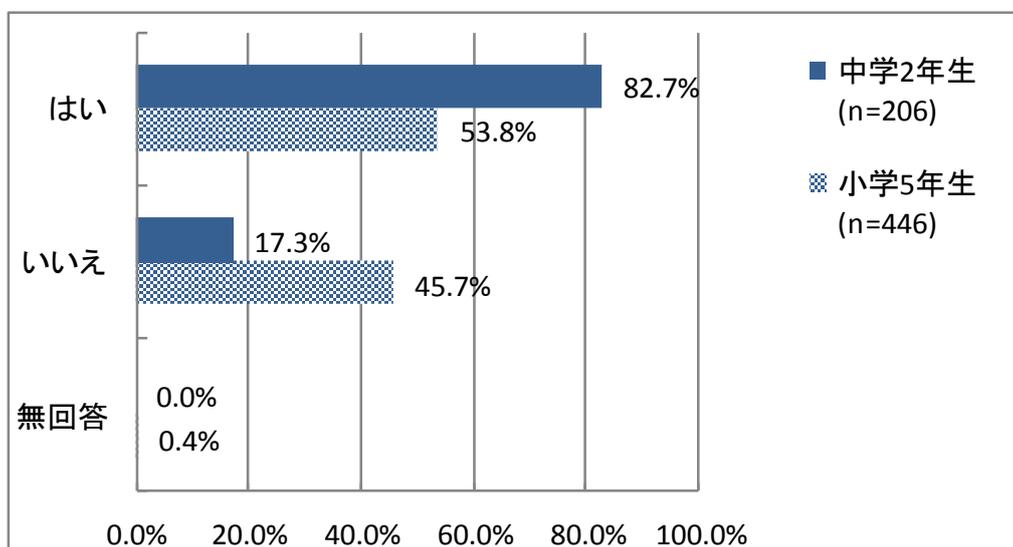
今回、事業計画策定に際し、市内の小学5年生及び中学2年生の全員を対象として、「周南市こどもプラン 次世代育成支援後期周南市行動計画」策定の際に実施したアンケート内容を基本として、新たにインターネット利用環境や携帯電話の保有状況等の設問を加え、アンケートを実施しました。

実施に当たっては、市内の小中学校にご協力をいただき、小学5年生 1,265人（回答率97.2%）、中学2年生 1,269人（回答率95.3%）より回答をいただきました。

アンケートの結果では、「放課後、休日の遊び方」「食生活」「家族、地域との関わり」などの設問については、前回調査時とほぼ同じ回答結果でしたが、今回新たに設けたインターネット利用環境や携帯電話の保有状況等についての回答をみると、「携帯電話の利用開始時期」について、中学2年生は「小学5～6年生の時」が47.6%と最も多かったのに対し、小学5年生は「小学3～4年生の時」が55.2%と最も多く、携帯電話所有の低年齢化が進んでいることがうかがえます。

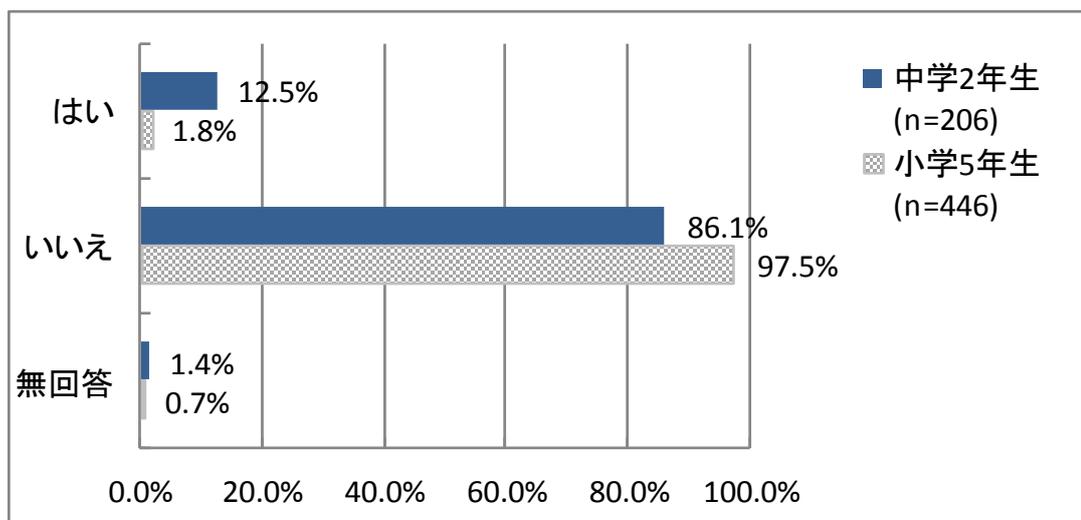
また、携帯電話でのメールやインターネットの利用については、小学5年生では53.8%と過半数を超えており、中学2年生では82.7%が「利用している」と回答しています。

【携帯電話でメールやインターネットを利用していますか】



携帯電話を利用する中で、いやな思いをした経験があると回答したのは、小学5年生では1.8%ですが、中学2年生では12.5%と、小学5年生に比べ7倍の値となり、具体的な内容としては、「メールで悪口やひどいことを書かれた」(30.8%)、「出したメールを他の人に見せられた」(23.1%)、「掲示板やブログに電話番号や写真を勝手に掲載された」(19.2%)となっています。

【携帯電話でいやな思いをしたことがありますか】



4 周南市次世代育成支援行動計画の総括

平成25年度「次世代育成支援周南市行動計画(後期計画)」実績報告書を踏まえた、現行の次世代育成支援行動計画の進捗状況は以下のとおりです。

■地域子育て支援拠点事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
地域においての子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、援助等を行う。	拠点施設数	13か所	11か所

■乳幼児健康診査事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
乳幼児の健やかな成長・発育のため健康診査を行い疾病の早期発見、早期治療に努め、健康管理に役立てる。	受診率	増やす	1か月：97.6% 3か月：97.3% 7か月：98.8% 1歳6か月 ：99.4% 3歳：97.7%

■虫歯予防事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
歯科衛生士等により虫歯予防の指導をする。	3歳児歯科健康診査虫歯罹患率	減らす	24.3% (前年比1.8%減)

■学校図書館活用推進事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
読書活動の推進と学習支援の充実のため、司書資格を有する専任の学校図書館司書を配置する。	学校図書館司書の配置学校数	8校	8校

■放課後子供教室事業

事業内容	評価指標	平成26年度 目標値	平成25年度
公民館や余裕教室等を活用して、安心して安全な子どもの活動拠点を設けることで、子どもたちの社会性や規範意識、自主性、創造性等の豊かな人間性を育む。	実施か所数 年間延べ参加者数	31か所 21,000人	27か所 29,446人

■体験活動ボランティア活動支援センター運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
ボランティア活動に興味を持つ中高生に対し、ボランティアバンクへの登録の呼びかけを行うとともに、登録者に対しボランティア情報の提供や、活動のコーディネートを行う。	参加者数	参加者数の増加	8,581 人 (前年比 1,936 人増)

■図書館管理運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
周南市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供と図書サービスの充実に努める。	市立図書館で開催する児童向け行事の年間延べ参加者数	2,000 人	2,533 人

■母子健康手帳の早期交付（母子保健指導事業）

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
妊娠満 11 週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、医療機関に協力を得る。	妊娠 11 週以下での妊娠届出率	届出率の増加	93.2% (前年比 0.9%増)

■乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
出生後早期（4か月以内）に全戸訪問を行い、産後の母親と乳児の状態、育児の状況を把握するとともに、保健指導を実施し、母の不安解消や育児がスムーズに行えるように支援する。	乳児家庭全戸訪問実施の割合	実施割合の増加	99.2% (前年比 0.8%増)

■ファミリーサポートセンター運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、一時的に子育ての手助けができる人（提供会員）による会員組織で、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動の調整等を行う。	ファミリーサポートセンター実施か所数、会員数	1 か所 1,022 人	1 か所 1,150 人

■保育所運営事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者が仕事に従事したり疾病にかかったりしているなどの場合、保護者に代わって認可保育所において児童福祉法 24 条に規定する保育の実施を行う（公立 18 園・私立 9 園）。	待機児童数 受入児童数	0 人 2,320 人	0 人 2,303 人

■延長保育促進事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者の就労時間等やむを得ない事情により、通常の保育時間を延長して保育を実施する。	延長保育事業 実施か所数	18 か所	17 か所

■休日保育事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜、国民の休日等において保育ができない児童の保育を実施する（私立 2 園）。	休日保育事業 実施か所数 受入児童数	2 か所 260 人	2 か所 230 人

■病児・病後児保育事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
生後 3 か月からおおむね 10 歳に達するまでの子どもが病気あるいは病後回復期にあり集団保育が困難な期間において、保護者が家庭の事情等により子どもの保育ができないとき一時的に保育を行う。	病児・病後児 保育事業 実施か所数、 実施日数	3 か所 885 日	3 か所 885 日

■一時預かり事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者のパート就労や疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合や、育児による心理的負担低減のため、保育所において一時的に児童を預かる。	一時預かり事 業実施か所数、 受入日数	22 か所 6,000 日	22 か所 6,000 日

■子育て短期支援事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者が疾病や仕事などの社会的理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設などでの養育・保護を行う。	実施か所数	1 か所	1 か所

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
保護者が家庭での保育ができない場合、授業終了後等に余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供する。	放課後児童クラブの実施か所数、定員数	36 か所 1,050 人	36 か所 1,475 人

■男女共同参画推進事業

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
男女共同参画推進条例に基づく基本計画を総合的・計画的に実施する。市民意識の醸成及びリーダー養成と活動の支援を行なう。	男女共同参画意識醸成を目的とした学習講座等への年間延べ参加者数	1,500 人	919 人

■地域安全マップ作成支援

事業内容	評価指標	平成 26 年度 目標値	平成 25 年度
子どもの危機回避能力の向上を図るため、地域安全マップづくりの指導者の派遣や、教材、ビデオ等、地域安全マップづくりマニュアルの配布を行う。	地域を点検して、危険なところを表示した「地域安全マップ」を作成した小学校区数	全小学校で 作成実施 (31 校)	31 校

5 周南市の子ども・子育て支援の課題

(1) 教育・保育施設の充実

- ◆ 現在の教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園」「認可保育所」で半数以上を占めており、今後の利用希望においても、「幼稚園」「認可保育所」が大半を占めています。また、「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」についても「幼稚園」「認可保育所」に続いて希望が多い状況となっています。

「幼稚園」を希望する理由としては「学校教育法に基づく質の高い幼児教育を受けることができる考えたから」、「認可保育所」を希望する理由としては「仕事を続けるためには、幼稚園の利用時間では難しいから」との回答が最も多くなっており、需要量に応じて、質・量両面での事業量の確保が必要となっています。

- ◆ 教育・保育事業の事業量の確保に際しては、施設・設備の充実とともに、幼稚園教諭や保育士の質の向上と人材の確保を図る必要があります。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◆ 子育て支援の一助となっている一時預かり事業を利用したいとした人の割合は27.9%で、私用や冠婚葬祭などにより年間平均8.9日程度を利用したいとされています。また、子どもを預ける場合の望ましい事業形態としては、70.4%の方が幼稚園や保育所等の「大規模施設で子どもを保育する事業」を希望していることから、保育士等の確保や利用時間の拡大等による事業内容の充実を図る必要があります。

- ◆ 地域子育て支援センターの認知度は80%を超えており、60%以上の方が利用経験があると回答していますが、利用回数は月2～3回程度となっており、利用していない理由としては「時間がない」が33.8%と最も高くなっています。

また、安心して子育てを行うために地域で必要な取組については60.6%の方が「子育て中の親子が集まれる場所や遊べる場所を増やす」ことが必要であるとしていることから、地域子育て支援センターの開所日数の拡大等、事業内容の充実を図る必要があります。

- ◆ ファミリーサポートセンターの認知度は70%程度の高い値となっていますが、利用経験は10%以下にとどまっており、サービスの内容や利用方法等について一層の周知を図るほか、利用者が安心してサービスの利用ができるよう、入会時の指導や注意事項の徹底を図るほか、会員同士のコミュニケーションの促進や、提供会員の技能等のレベルアップを目的とした研修等の充実を図る必要があります。

- ◆ 「小1の壁」問題解決の要である「放課後児童クラブ」については、対象が小学6年生まで拡大されることに伴い、需要量の拡大が見込まれることから、教育機関の協力を得ながら余裕教室の確保を行い、ニーズ量への的確な対応を図るとともに、運営内容、配慮を要する児童に対応する受入体制の充実、及び指導員の確保を図る必要があります。

(3) 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる環境の充実

- ◆ 子育て家庭が抱える問題は、多様化・複雑化している状況がみられることから、育児不安や養育に問題を抱えている家庭に対して、子育てに寄り添う支援を充実させる必要があります。

また、妊娠・出産・育児期における切れ目のない母子保健福祉の充実に取り組むとともに、関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。

(4) 子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

- ◆ 学校だけでなく、家庭や地域との連携をさらに進め、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の質の向上を図るとともに、地域の特色を生かした教育の推進や、いじめや不登校の問題に対し、引き続き生徒指導や教育相談体制を図るなど、子どもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、豊かな心の育成を基本として、「確かな学力」「生きる力」を育む教育の充実を図る必要があります。

(5) 専門的な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

- ◆ 「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会」等、本市の児童虐待防止に対する取組についての周知を図るとともに、児童虐待の未然防止・早期発見のため、地域や保護者に対する啓発や関係機関との情報共有をより一層充実させる必要があります。
- ◆ 「子どもの最善の利益のために」、「社会全体で子どもを育む」ことを理念として、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、乳児院や児童養護施設等で、公的な責任として社会的に養護を行う「社会的養護」についての周知と里親制度に関する啓発等への取組とともに、県との連携のもと、地域における支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ ひとり親家庭への経済的支援の充実と、新制度における多様な教育・保育事業の提供及び父子家庭への支援の拡充等についての周知と事業の推進を図る必要があります。
- ◆ 障害のある子どもに対する各種サービスの充実、及び関係機関との連携による、各種施策の総合的な推進する必要があります。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- ◆ 「育児休業制度」の利用は、母親が24.3%であるのに対し、父親は3.2%にとどまっております。また、就学前児童及び小学生の保護者がいずれも「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」を市の重要施策と評価していることから、男女が対等なパートナーとして仕事と家庭を両立できる環境を整備していくため、育児休業制度の円滑な利用や、

働きながらでも子育てのしやすい環境づくりの推進など、企業に対して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けての働きかけを行っていく必要があります。

- ◆ 就労環境の変化に伴う就労形態の多様化に対応して、通所の保育サービスに加え、延長保育や、一時預かり、ファミリーサポートセンターなど、それぞれのニーズにあった子育て支援の充実を図ることで、働きながらでも子育てのしやすい環境づくりを図る必要があります。
- ◆ 父親が主体的に子育てに取り組むためのきっかけとなるイベントや講座の開催を検討するとともに、企業等の協力も得ながら、父親の育児への積極的な関与を推進していく必要があります。

(7) 安心・安全な子育て環境の充実

- ◆ 安心して子育てをするために必要な地域での取組について、ニーズ調査の結果では「子育て中の親子が集まれる場や遊べる場を増やす」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みを作る」が、前回の調査と同様に上位となっており、家庭だけではなく、地域とのつながりの中で、子どもも親も学び、成長していけるような、地域における子育て家庭に対する支援の充実を図る必要があります。
- ◆ 安心・安全な子育て環境確保のための交通安全指導や、交通安全教室等の交通安全対策や防犯パトロール等の取組を推進するとともに、子どもや保護者にやさしい道路の整備等の安全対策を図る必要があります。
- ◆ あいさつ運動や子どもの見守り活動を推進する「地域のおじさん、おばさん運動」については70%以上が「知っている」と回答しており、地域における子どもの安心・安全な環境づくりのために大きな役割を果たしており、今後も引き続き活動を推進していく必要があります。
一方、子どもが不審者に声をかけられたり、危険な目にあった時に逃げ込める「子ども110番の家」の場所に対する子どもの認知度は50%程度にとどまっており、今後も引き続き周知を図っていく必要があります。
- ◆ 情報携帯端末の急速な普及により、子どもたちがインターネットにかかわる被害やトラブル、有害情報等に触れることがないように、関係機関と連携して青少年の健全育成、非行防止意識の高揚に向けた取組を推進する必要があります。

